

資 料

平成 23 年 5 月 20 日
金 融 庁

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた
相談件数の推移（未公開株式関係）

	件数	対前年同期比	
17年10月～17年12月	447		17年度 (6ヶ月間) 1,432
18年1月～18年3月	985		
18年4月～18年6月	903		18年度 2,206
18年7月～18年9月	517		
18年10月～18年12月	442	-1.1%	
19年1月～19年3月	344	-65.1%	
19年4月～19年6月	291	-67.8%	19年度 1,025
19年7月～19年9月	253	-51.1%	
19年10月～19年12月	146	-67.0%	
20年1月～20年3月	335	-2.6%	
20年4月～20年6月	376	29.2%	20年度 1,376
20年7月～20年9月	308	21.7%	
20年10月～20年12月	311	113.0%	
21年1月～21年3月	381	13.7%	
21年4月～21年6月	542	44.1%	21年度 2,460
21年7月～21年9月	633	105.5%	
21年10月～21年12月	603	93.9%	
22年1月～22年3月	682	79.0%	
22年4月～22年6月	800	47.6%	22年度 2,965
22年7月～22年9月	670	5.8%	
22年10月～22年12月	700	16.1%	
23年1月～23年3月	795	16.6%	

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた
相談件数の推移（ファンド関係）

	件数	対前年同期比	
20年 7月～20年 9月	250		20年度 (9ヶ月間) 646
20年10月～20年12月	200		
21年 1月～21年 3月	196		
21年 4月～21年 6月	201		21年度 800
21年 7月～21年 9月	182	-27.2%	
21年10月～21年12月	194	-3.0%	
22年 1月～22年 3月	223	13.8%	22年度 1,200
22年 4月～22年 6月	299	48.8%	
22年 7月～22年 9月	276	51.6%	
22年10月～22年12月	320	64.9%	
23年 1月～23年 3月	305	36.8%	

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた
相談件数の推移（国債を除く債券関係）

	件数	対前年同期比	
20年 7月～20年 9月	88		20年度 (9ヶ月間) 418
20年10月～20年12月	177		
21年 1月～21年 3月	153		
21年 4月～21年 6月	152		21年度 763
21年 7月～21年 9月	176	100.0%	
21年10月～21年12月	172	-2.8%	
22年 1月～22年 3月	263	71.9%	22年度 1,997
22年 4月～22年 6月	421	177.0%	
22年 7月～22年 9月	491	179.0%	
22年10月～22年12月	566	229.1%	
23年 1月～23年 3月	519	97.3%	

投資商品等に関する利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等より抜粋

未公開株式の取引に関する相談等

【相談事例等(金融庁や財務局等を騙る業者)】<追加修正>

- 数年前に上場確実と言われ購入した未公開株について、業者から株式の交換により、救済措置を図ると別の未公開株を送りつけられたが、応じずに放置していたところ、当該業者から、金融庁等から指導されてしまうので、送った未公開株の代金の支払いをするよう文書が届きました。
- 金融庁等から許可を得て未公開株の買取りをしているという業者から連絡があり、高値で買い取るので未公開株を買ってほしいと言われて当該未公開株を購入しましたが、買い取ってもらえません。
- 金融庁の金融サービス利用者相談室の職員だと名乗る者から電話があり、無登録業者の注意喚起を行っていると言われ、過去の未公開株取引を教えてくださいました。
- 金融庁等から委託されて未公開株の被害状況の把握や被害相談を行っているという団体から連絡があり、保有している未公開株を教えてくださいました。
- 金融庁等の所管法人として未公開株の保有者へ助言を行っているというNPO法人等から連絡があり、現在保有している未公開株は有望なので買い増すよう助言され、買い増してしまいました。
- 金融庁等からの指示を受けて未公開株の購入代金を取り返しているという団体から連絡があり、購入代金を取り返すためには、当該団体から別の未公開株や投資ファンドを購入する必要があると言われました。
- 金融庁等から認可を受けて未公開株の将来性を評価しているという団体から連絡があり、保有している銘柄は、上場の準備で金融庁へ届出が出されており上場確実であると言われ、買い増すよう勧誘を受けています。

【アドバイス等】

- 金融庁等が、未公開株の取引等に関して、何らかの業務を外部へ委託することはありません。また、金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話で未公開株の上場時期について言及したり、未公開株の買取交渉を行ったりすることはありません。このよう

な連絡があった場合には、詐欺的な商法であると考え、一切関わりにならないようにしてください。

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。

もし、そのような業者から連絡等があった場合には、[金融庁金融サービス利用者相談室（IP 電話・PHS からは 03-5251-6811、ナビダイヤル 0570-016811）](#)又は[証券取引等監視委員会の情報受付窓口（03-3581-9909）](#)に情報提供をお願いいたします。

【相談事例等（未公開株の買取業者等）】

- 最近、業者から頻繁に連絡があり、「未公開株を高値で買い取る」と言われたり、上場が決定したので買い増すよう勧誘されたりしていますが、信用できるでしょうか。
- 以前未公開株を購入して塩漬けになっている銘柄に関して、買取業者から連絡があり、「有望株なので買い取りたいが、取引単位まで買増しが必要」と言われ、買増しをしたが、買取業者に連絡がつかなくなっていました。
- NPO法人や財団法人を名乗る業者から連絡があり、「未公開株を買い取る」とか「未公開株の購入代金を取り返す」と言われ、金銭等を要求されました。
- 未公開株を購入した業者と連絡が取れなくなってしまったが、突然、他の業者から電話があり、「新たな規制が実施されるので、未公開株は全て無効になる」と言われた。10万円を出せば、直ぐに買取業者を紹介すると言われたが、信用しても良いでしょうか。

【アドバイス等】

- 未公開株の買取行為には、金融商品取引業（証券会社）の登録が必要ですが、日本証券業協会に所属する会員会社等は、グリーンシート銘柄以外の未公開株式については、原則として勧誘を行っておりません。
- 未公開株への投資の勧誘で、以下に掲げる項目に1つでも該当するものがある場合には、詐欺的な商法の可能性が高いため、一切の関わりを持たないことをお勧めします。
 - * 全く知らない名前の業者から、未公開株の勧誘を受けている。

- * 未公開株の買取業者・助言業者等を名乗る業者から、買取等の勧誘を受けている。
 - * 以前未公開株を購入したことがあるが、購入した業者とは別の業者から勧誘を受けている。
 - * 未公開株購入の勧誘を受けている時に、別の業者(第三者)からタイミングよく連絡があり、勧誘を受けている未公開株を買い取る、勧誘を受けている未公開株は将来性があるなどと言われた。
 - * 未公開株の被害救済を装い、買取業者の紹介料や返金のための手付金名目で金銭を払うよう要求してくる。
 - * 買取業者から、買取単位若しくは取引単位まで買増しするよう言われている。
 - * 実際には上場する予定がないにもかかわらず、「〇〇市場へ上場することが決まっている」「上場に向けて準備している」などと説明し、未公開株の勧誘を行っている。
 - * 具体的な上場時期や上場市場が決定していると説明するが、主幹事証券会社や監査法人を教えない。若しくは、選任せずに自分達でやっていると説明している。
 - * 主幹事証券会社や監査法人を教えるとインサイダー取引になると言われている。
 - * 金融庁や財務局、証券取引等監視委員会等の公的機関等及び公的機関等を連想させるような名称を使用している。
 - * 未公開株購入の勧誘をしている業者が、金融庁等から認可、許可、委託、指示等を受けていると説明している。
- 未公開株には上場株式のような客観的な価格はありませし、流動性が乏しく、詐欺的な商法も多数認められています。さらに、未公開株のみならず、投資話に「夢のような儲け話」はありませんので、投資を行う際は、特に慎重な検討をお願いします。
 - 未公開株に投資をした後に騙されたとお考えになるのであれば、警察に相談してください。また、返金等を求めるのであれば、消費生活センターや各地の弁護士会に相談してください。

【相談事例等(不適正な行為)】

○業者から「株式が上場間近」、「公開後の値上がりが確実な未公開株式がある」との勧誘を受けました。

【アドバイス等】

- 業として株式を販売する者は金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)の登録が義務付けられているので、購入する前に登録業者かどうか確認してください(投資事業組合だからといって、金融商品取引業の登録が不要となるわけではないことに注意。)
- * 免許・登録を受けている業者を確認したい方は、「[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)」をご覧ください。
- 日本証券業協会(*)に所属する会員会社等では、グリーンシート銘柄以外の未公開株式については、原則として勧誘を行っていません。
- 未公開株式の購入前に株式の発行会社、投資事業組合の出資先となる会社へ十分に確認してください(ただし、発行会社、投資事業組合の出資先となる会社がペーパーカンパニーである場合や、発行会社、投資事業組合の出資先となる会社が株式の購入を勧誘したものと共謀し、詐欺的な行為を行っている場合もあることに注意する必要があります。)

【相談事例等(不適正な行為)】

○業者から未公開株式を購入しましたが、なかなか上場しません。また、株券の名義書換を要求したところ、「待つて欲しい」と引き延ばされるだけで、名義書換に応じてもらえません。

【アドバイス等】

- まずは発行会社に上場予定を確認してください。上場が承認されると各証券取引所で公表されます。
- 株式に第三者への譲渡制限がある場合もあるため、発行会社に確認してください。また、株券の真贋について発行会社または当該株式事務を委託されている信託銀行等に確認してください。
- 返金交渉については最寄りの消費生活センター等に相談してください。騙されたとお考えであれば警察に相談してください。

自社発行未公開株に関する相談等

○ある事業会社から、未公開株の勧誘を受けています。当社は発行会社なので金融商品取引法の登録は必要ない、特別な方への限定販売であると言っています。また、当社から勧誘を受けて以後、他の業者から、当社は有望なので株式があれば譲ってほしいとの電話が頻繁にかかるようになりました。信用できるでしょうか。

【アドバイス等】

- 未公開株の販売は、金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)のほか当該未公開株の発行会社でも可能ですが、一般的に、未公開株の発行体自らが、不特定の第三者に対して電話勧誘等を通じて自社株を販売することは考えられません。業として株式の販売を行うことができるのは、金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)のみですが、一般的には、これらの金融商品取引業者も業界内の自主規制ルールにより、未公開株の勧誘・販売は行っておりません。
- また、勧誘を受けた後に、タイミングよく別の業者から買取りの電話が入ることも不自然な印象を受けます。
- 未公開株は流動性が乏しく、発行会社によっては譲渡制限が付されている場合もあります。したがって未公開株は、上場しない限り換金する方法はほとんどありませんので、非常にリスクの高い投資ということを十分認識してください。また、詐欺的なものが多発していますので、少しでも不審な点が見受けられた場合には、投資を見合わせることをお勧めします。
- 未公開株に投資をした後に騙されたとお考えになるのであれば、警察に相談してください。また、返金等を求めるのであれば、消費生活センターや各地の弁護士会に相談してください。
- 金融庁でも「[未公開株購入の勧誘にご注意!](#)」等の注意喚起情報をウェブサイトに掲載しています。また、無登録業者の情報を収集していますので、金融サービス利用者相談室に情報提供をお願いいたします。

ファンドに関する相談等

【相談事例等(投資事業有限責任組合への出資)】

○投資事業有限責任組合から出資を勧められていますが、迷っています。注意点があれば教えてください。

○投資ファンドや未公開株等に投資する投資事業有限責任組合から執拗な勧誘を受けています。当該事業組合は、「金融庁整備番号LPO〇〇〇〇」で登録していると言っていますが、登録を受けた業者ということでしょうか。

【アドバイス等】

- いわゆるファンドについて、金商法施行以降自己募集を行う際には、登録が必要となっていますので、まずは登録番号を確認してください。登録番号は「〇〇財務局長(金商)第……号」という形で付与されています。「LPO〇〇〇〇」という番号は、EDINET(*)コードであり、登録番号ではありません。
- 種々の投資に際しては、詐欺事件等に発展している事例も数多くありますので十分に注意し、たとえ登録番号が確認できた場合においても業者の信用性が疑われるような場合には、慎重な対応をお勧めします。
- なお、「[いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について](#)」を掲載していますので参考にしてください。

(*)EDINETとは、有価証券届出書や有価証券報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化するシステムで、当該事業組合が有価証券届出書等の届出をしていることは確認できますが、登録とは関係ありません。

社債に関する相談等

【相談事例等】

○以前、未公開株を購入した業者から、「社債の購入申込書が届いていないか」執拗に電話があった。申込書が届くと、当該業者から「限られた人のみしか購入できない私募債である」と説明を受け、10口200万円分を購入した。指定された口座に振込みを行った後、連絡が取れなくなってしまいました。

○ある会社から、突然メール便が届き、転換社債の購入を勧められている。3年満期で年利12%で毎月利払いを受けられるという。その後タイミングよく契約の仲介をしているという別の会社から電話があり、取引所に上場が決定している良い会社である等の説明を受けた。信用できるでしょうか。

【アドバイス等】

- 自社の社債の販売は、金融商品取引業者(証券会社)のほか当該社債の発行会社でも可能ですが、一般的に発行体自らが不特定の者に対して電話勧誘等を通じて社債を販売することは考えられません。

また、勧誘を受けた後に、タイミングよく別の業者から電話が入ることも不自然な印象を受けます。

- 業として、他社の社債等の販売・勧誘を行うことができるのは、金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)に限られます。また、幅広く投資家に「私募債」の販売・勧誘が行われることは考えられません。未公開株詐欺の被害者を狙った二次的被害も多く見られますので、あやしい業者には、絶対関わらないようにして下さい。

* 免許・登録を受けている業者を確認したい方は、「[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)」をご覧ください。

* 新たに有価証券を発行する場合、または、既発行の有価証券の売出しをする場合、発行(売出)価額や募集の規模に応じて、有価証券届出書等の提出が必要となる場合があります。

* 転換社債の場合、未公開自社株に転換されたとしても換金性が低く、非常にリスクが高いということを十分に認識した上で取引を行っていただく必要があります。

また、詐欺的な事例も多発していますので、少しでも不審な点が見受けられた場合には、投資を見合わせることをお勧めします。

* 社債に投資をした後に騙されたとお考えになるのであれば、警察に相談してください。返金等を求めるのであれば、消費生活センターや各地の弁護士会に相談して下さい。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)関西デイトレーディング	大阪府大阪市中央区東心斎橋1-2 サンラインビル3階		平成23年3月
合資会社 名和経済研究所	兵庫県神戸市東灘区住吉台10-11		平成23年3月
小倉証券(株)	大阪府大阪市中央区高津1-10-18	商号に「証券」という文字を使用しておりますが、金融商品取引法の登録を受けた業者ではありません。	平成23年3月
ユニバーサルオフィス(株)	大阪府大阪市中央区伏見町2-3 北浜大明ビル4階		平成23年3月
(商号詐称) (株)グレイル ※備考欄のとおり、実在する業者の名前を騙っているもの。	東京都葛飾区新小岩1-53-10 3階	登録を受けた金融商品取引業者である「株式会社グレイル」の名を騙っている。	平成23年3月
エコロジーインベストメント(株)	福岡県福岡市博多区上川端町12-28		平成23年2月
(株)エコロジー・コム	福岡県福岡市博多区上川端町12-28		平成23年2月
八千代証券(株)	大阪府大阪市中央区高麗橋4-5-8	商号に「証券」という文字を使用しておりますが、金融商品取引法の登録を受けた業者ではありません。	平成23年2月
Global Trust有限責任事業組合	大阪府大阪市中央区石町1-1-1 岡山県倉敷市大島299-4		平成23年1月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
シャインワークス(株)	大阪府大阪市中央区石町1-1-1 兵庫県三木市宿原81-3		平成23年1月
(株)クリア・システム	東京都新宿区新宿5-18-9 酒井ビル4階		平成22年12月
L・B投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市中区弥生町2-18-1		平成22年9月
経世総研(株)	東京都中央区八丁堀4-12-7 サニービル4階		平成22年9月
WINDWORD PTE LTD	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-7-13		平成22年9月
アイテック投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社アイテックエンタープライズ	東京都豊島区南大塚1-49-4		平成22年9月
(株)朝日経済情報	東京都中央区日本橋人形町3-3-13 C I Cビル5階		平成22年9月
(株)T M T	東京都豊島区巣鴨3-24-3 ディアプラザ巣鴨第二ビル7階 東京都港区赤坂9-1-7-203		平成22年9月
(株)エムケーアイ	東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル8階		平成22年8月
ジャパンキャピタル	愛知県名古屋市中区錦3-24-24 J P R名古屋栄ビル5階		平成22年8月
TM Financial Investment Partners(株)	本店：大阪府大阪市天王寺区生玉町1-30 生玉ビル6階 福岡支店：福岡県福岡市博多区博多駅南4-2-10 南近代ビル8階		平成22年8月
ネクストコム(株)	東京都墨田区錦糸1-2-1 錦糸町アルカセントラルビル14階		平成22年7月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
朝日インベストメント(株)	本社：東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟28階 サポートセンター：神奈川県横浜市神奈川区栄町11-4 栄町第一ビル		平成22年7月
(株)エヌケーインベストメント	東京都中央区日本橋小網町18-20 ヴェラハイツ日本橋701		平成22年7月
(株)ウィンド	東京都中央区新川2-3-4 新川田所ビル4階		平成22年6月
ベンチャービジネス証券投資法人 S A Homes投資事業有限責任組合本部	東京都中央区日本橋茅場町2-12-6	登録投資法人である「ベンチャービジネス証券投資法人」の名を騙っている。	平成22年5月
(株)アクセスプラン	東京都港区新橋4-31-3 新橋オーシャンビル9階		平成22年4月
(株)アセットリンク	東京都新宿区市谷八幡町16-307		平成22年4月
(株)内田・内田投資事業組合	東京都新宿区西新宿7-18-19		平成22年4月
(株)M I T	東京都港区虎ノ門3-12-1		平成22年4月
(株)M C I	東京都中央区入船1-1-26 永井ビル2階		平成22年4月
クラフト証券	東京都台東区東上野3-36-1 上野第2ビル2階		平成22年4月
クレア・インベストメント(株)	東京都豊島区西池袋1-29-5 山手ビル12階		平成22年4月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
 (警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)グローバルインベスターズジャパン	東京都港区虎ノ門5-12-8		平成22年4月
ソーシャルキャピタル投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂2-17-50 赤坂タワーレジデンスTop of the Hill 1805		平成22年4月
(株)大経	東京都中央区日本橋2-9-5 アサヒビル7階		平成22年4月
(株)T・A・P	東京都中央区東日本橋3-6-12 東日パークビル		平成22年4月
(株)ディレクト	東京都港区南青山3-8-35		平成22年4月
(株)東都パートナーズ	東京都千代田区岩本町2-8-9		平成22年4月
東和トレーディング	東京都千代田区神田須田町1-34 下鳥商会ビル3階		平成22年4月
ノーブルアセットマネジメント(株)	東京都台東区上野1-11-7		平成22年4月
光信託(株)	東京都新宿区西新宿5-7-2 西出ビル4階	商号に「信託」という文字を使用しておりますが、信託業法の免許・登録を受けた業者ではありません。	平成22年4月
(株)メジャーマネジメント	東京都中央区日本橋富沢町10-16 日本橋KKビル2階		平成22年4月
(株)メディカルプライム	東京都中央区日本橋箱崎町16-1 トーマスビル2階		平成22年4月
(株)夢屋	東京都中央区日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル4階403号		平成22年4月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
 (警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)インタベスト	大阪府大阪市北区天神西町5-9-305		平成22年4月
新興アセットマネジメント	大阪府大阪市西区江戸堀1-8-18 8階		平成22年4月
(株)DANK	愛知県名古屋市中村区名駅南3-4-11		平成22年4月
(株)よつばコンサルタント	愛知県名古屋市中区丸の内3-15-15		平成22年4月
(株)ゲートオープン	福岡県福岡市博多区住吉2-13-6 アーバン住乃江1306		平成22年4月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
 (警告書の発出を行った無登録の海外所在業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称についても、現時点の名称でない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
FXDD Malta Limited	K2, First Floor, Forni Complex, Valletta Waterfront Floriana, FRN 1913, Malta		平成23年1月
IFC Markets Corp. UK	2nd Floor, 145-157 St John Street, EC1V 4PY, London, UK		平成23年1月
GCI Financial Ltd.	Gordon House, 4th floor 1 Coney Drive Belize City, Belize		平成23年1月
RetailFX Limited	P.O. Box 3321, Drake Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands		平成23年1月
4XP Ltd.	InterShore Chambers, P.O. Box 4342, Road Town, Tortola, British Virgin Islands		平成23年1月
FX-account.com Limited	Palm Grove House, P.O. Box 438, Road Town, Tortola, British Virgin Islands		平成23年1月
CCFX Ltd.	Blackburne Highway, Roda Town, Tortola, British Virgin Islands		平成23年1月
SKY ACHIEVE ENTERPRISES LIMITED	P.O. Box 957, Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands		平成23年1月
iFOREX Co., Ltd.	Nikis 15 Syntagma Square, 10557 Athens, Greece		平成23年1月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業務届出者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
ジャパンリアライズ(株)	北海道札幌市中央区大通西9-1-1		平成23年5月
サイゴンアセット総研(株)	東京都千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニビジネスコート10階		平成23年5月
(株)パブリックライジングジャパン	東京都中央区日本橋小網町13-2 オーチャー小網町ビル4階		平成23年4月
(株)ベネフィットアロー	東京都中央区新川1-10-3 ぶんごビル3階 東京都中央区日本橋富沢町3-18 サンウォールビル4階		平成23年4月
(株)ガリレオパートナーズ	東京都港区虎ノ門5-12-12 神谷町ビル4階 (前所在地)東京都港区浜松町1-23-2 (前々所在地)東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビル21階		平成23年2月
三洋トレーディング(株)	東京都千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニビジネスコート10階 (前所在地)東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー15階		平成23年2月
(株)Eファクトリー	東京都中央区銀座1-19-12		平成22年12月
(株)エクセレント	東京都中央区銀座1-19-12		平成22年12月
(株)マージャーズキャピタル	東京都千代田区丸の内1-11-1		平成22年4月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業務届出者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)ハヤシファンドマネジメント	東京都中央区日本橋茅場町3-6-4		平成22年4月

金融商品取引業者と紛らわしい商号等を使用する者の名称等について
(警告書の発出を行った類似商号等使用者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている類似商号等使用者は、登録を受けた金融商品取引業者ではありませんのでご注意ください。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
ローランド証券	東京都千代田区丸の内1-1-3 AIGビル9階		平成23年5月
スイス・エクイティ・トラスト証券AG	東京都豊島区西池袋3-29-3 梅本ビル4階		平成23年5月
あさひ証券	東京都中央区日本橋馬喰町1-6-17		平成23年5月
リベラ証券	東京都台東区東上野1-7-12 徳永ビル3階		平成23年5月
クラウン証券	東京都千代田区有楽町1-10-1		平成23年5月
富士証券	東京都港区元麻布1-3-1		平成23年5月
大正証券	東京都港区港南1-6-41		平成23年5月
アーバン証券	東京都台東区東上野1-7-12		平成23年5月
大東証券	東京都江東区千石3-18		平成23年5月
大日本証券	東京都中央区銀座2-4-3		平成23年5月
アーク証券	所在不明	登録を受けた金融商品取引業者である「アーク証券株式会社」の名を騙っている。	平成23年5月
オリックス証券	東京都中央区日本橋富沢町8-5	合併により消滅した金融商品取引業者である「オリックス証券株式会社」の名を騙っている。	平成23年5月

金融商品取引業者と紛らわしい商号等を
使用する者の名称等について
(警告書の発出を行った類似商号等使用者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている類似商号等使用者は、登録を受けた金融商品取引業者ではありませんのでご注意ください。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
スタートレード証券(株)	愛知県名古屋市中区栄3-14-7		平成23年5月
(株)富士証券	愛知県名古屋市中区丸の内3-20-17		平成23年5月
エンゼル証券	所在不明	登録を受けた金融商品取引業者である「エンゼル証券株式会社」の名を騙っている。	平成23年2月
ネクストジャパン証券	所在不明		平成22年11月
クイックワン証券	所在不明		平成22年11月
なにわ証券	所在不明		平成22年11月
MGM証券(株)	愛知県稲沢市長野3-3-15		平成22年11月
東京スター証券	所在不明		平成22年11月

有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について
(警告書の発出を行った発行会社等)

○ ご覧いただく場合の留意事項

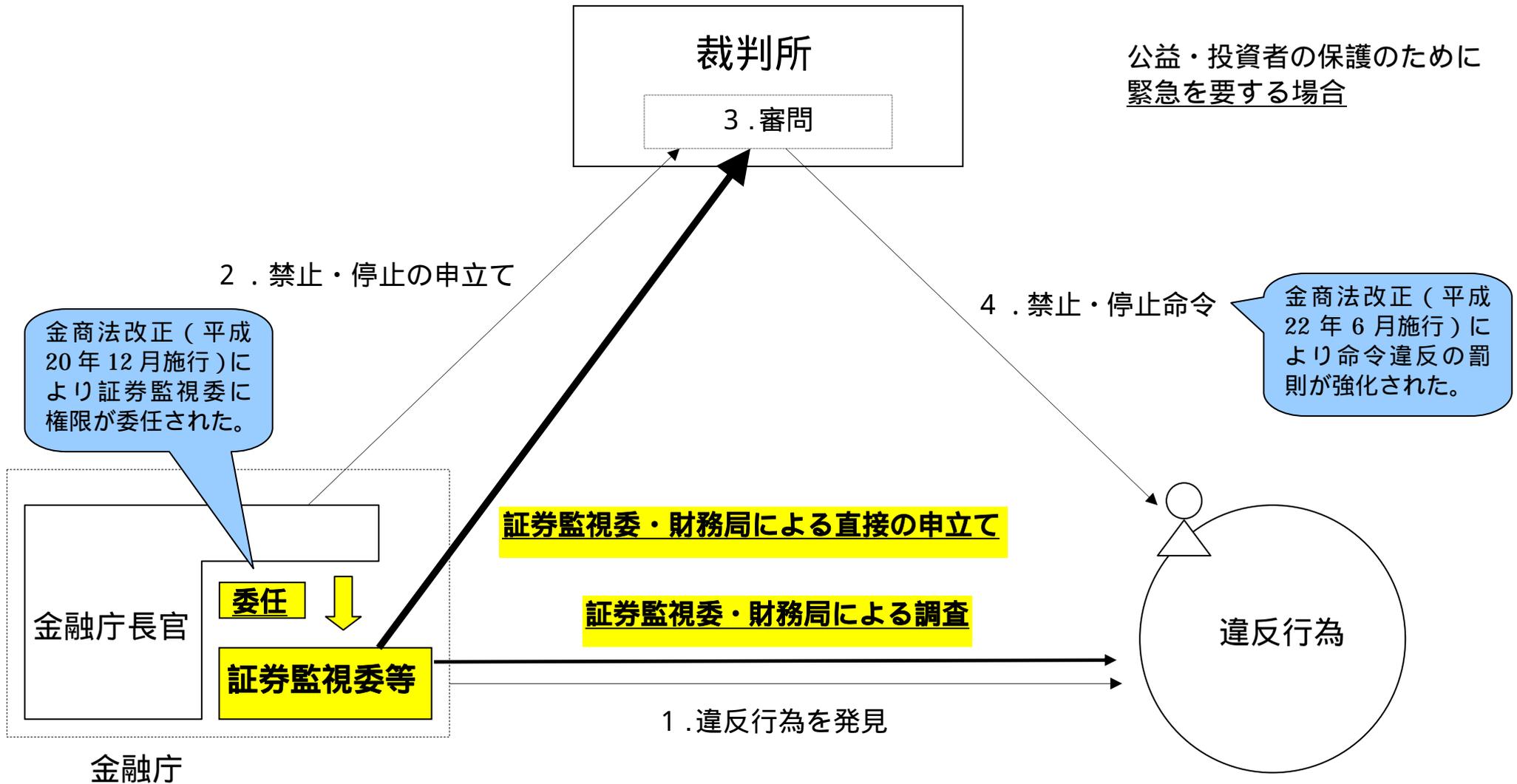
- ・ 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っていると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・ 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒 326 番地 9	旧住所：山梨県甲府市 中小河原町 571 番地	平成 22 年 11 月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋 2-23-11 御成門小田急ビル 9 階	旧社名：アフリカント ラスト株式会社、ア リカンパートナー株 式会社	平成 22 年 10 月

※平成 22 年 6 月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

金商法違反行為の禁止・停止の申立て

資料4-10



公益・投資者保護のため緊急を要する事案について、日常的に証券取引を監視している証券取引等監視委員会・財務局が、必要な調査を行い、直接裁判所に申し立てることにより、違反行為に迅速に対応。

金商法第192条に基づく裁判所への緊急差止命令申立て

被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	発令日	申立ての内容
1. (株)大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年11月17日 (東京地裁)	平成22年11月26日 (申立てどおり発令)	無登録営業(株券等の売買、募集の取扱い等)の禁止等
2. (株)生物化学研究所 (山梨県中央市)	平成22年11月26日 (甲府地裁)	平成22年12月15日 (申立てどおり発令)	無届募集(株券等)の禁止等
3. ジャパンリアライズ(株) 他2名 (北海道札幌市)	平成23年4月28日 (札幌地裁)	平成23年5月13日 (申立てどおり発令)	無登録営業(ファンドの募集、運用)の禁止等

〔平成22年11月26日
証券取引等監視委員会〕

株式会社大経及びその役員に対する金融商品取引法違反行為に係る 裁判所の緊急差止命令（同法第192条第1項）の発令について

証券取引等監視委員会が、平成22年11月17日に行った株式会社大経（東京都中央区、代表取締役社長 小林正義、資本金1,000万円、役職員6名、金融商品取引業の登録等はない。）並びに同社の代表取締役社長小林正義及び取締役大澤彰（以下「被申立人ら」という。）に対する金融商品取引法違反行為（無登録で、株式等の売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行うこと）の緊急差止命令の申立てについて、本日、東京地方裁判所より、申立ての内容どおり、被申立人らに対し、下記の命令が下された。

記

被申立人らは、いずれも、金融商品取引法29条所定の登録（ただし、第一種金融商品取引業を行う者としての登録）その他同法所定の適式の登録を受けずに、株券、新株予約権証券又はこれらに表示されるべき権利であって株券若しくは新株予約権証券が発行されていない場合における当該権利について、売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行ってはならない。

（参考）株式会社大経及びその役員に対する金融商品取引法第192条第1項に基づく裁判所への申立てについて

〔平成22年11月18日
証券取引等監視委員会〕

株式会社大経及びその役員に対する
金融商品取引法第192条第1項に基づく裁判所への申立てについて

1. 申立ての内容等

証券取引等監視委員会が、株式会社大経（東京都中央区、代表取締役社長小林正義、資本金1,000万円、役職員6名、金融商品取引業の登録等はない。以下「当社」という。）に対して金融商品取引法第187条に基づく調査を行った結果、下記2.の事実が認められたことから、平成22年11月17日、金融商品取引法第192条第1項の規定に基づき、東京地方裁判所に対し、当社並びに当社の代表取締役小林正義及び取締役大澤彰を相手方として金融商品取引法違反行為（株式等の売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう申立てを行った。

2. 事実関係

当社は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの間、業として、株式会社生物化学研究所（山梨県中央市。以下「生物化学」という。）が新規に発行する株式及び新株予約権の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、株式会社応微研、株式会社ビーシーエス、株式会社ディー・ジー・コミュニケーションズ及び株式会社イー・マーケティングの株式につき、投資家に対する勧誘を繰り返し行っていたものである。

このような当社の行為は、金融商品取引法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員である小林正義及び大澤彰は、当該違反行為を今後行う蓋然性が高いものと認められる。

〔平成 22 年 12 月 16 日
証券取引等監視委員会〕

株式会社生物化学研究所に対する金融商品取引法違反行為に係る 裁判所の緊急差止命令（同法第 192 条第 1 項）の発令について

証券取引等監視委員会が、平成 22 年 11 月 26 日に行った株式会社生物化学研究所（山梨県中央市、代表取締役社長 堀内 勲、資本金 5,842 万 5,000 円。以下「被申立人」という。）に対する金融商品取引法違反行為（無届けで、有価証券の募集を行うこと等）の緊急差止命令の申立てについて、同年 12 月 15 日、甲府地方裁判所より、申立ての内容どおり、被申立人に対し、下記の命令が下された。

記

- 1 被申立人は、金融商品取引法 4 条 1 項本文の規定の適用を受ける株券若しくは新株予約権証券又はこれらに表示されるべき権利であって株券若しくは新株予約権証券が発行されていない場合における当該権利について、同項本文の届出をするまでは、同法 2 条 3 項に規定する有価証券の募集を行ってはならない。
- 2 被申立人は、金融商品取引法 4 条 1 項本文の規定の適用を受ける株券若しくは新株予約権証券又はこれらに表示されるべき権利であって株券若しくは新株予約権証券が発行されていない場合における当該権利について、同項本文の届出がその効力を生じるまでは、これを同法 2 条 3 項に規定する有価証券の募集により取得させてはならない。

（参考）株式会社生物化学研究所の金融商品取引法違反行為に係る
裁判所への緊急差止命令の申立て（同法第 192 条第 1 項）について

〔平成22年11月26日
証券取引等監視委員会〕

株式会社生物化学研究所の金融商品取引法違反行為に係る
裁判所への緊急差止命令の申立て（同法第192条第1項）について

1．概要

証券取引等監視委員会は、本日、金融商品取引法第192条第1項の規定に基づき、甲府地方裁判所に対し、株式会社生物化学研究所（山梨県中央市、代表取締役社長 堀内 勲、資本金5,842万5,000円）を被申立人とする金融商品取引法違反行為（無届けで、有価証券の募集を行うこと等）の禁止等を命ずるよう申立てを行った。

2．申立ての内容

被申立人は、平成22年2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない株式会社大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていた（株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円）。また、被申立人は、平成22年11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。

被申立人は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していない。しかしながら、上記7回のうち6回の発行に係る株式等及び同年11月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金融商品取引法第4条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。

このような被申立人の行為は、金融商品取引法第4条第1項本文等に違反するものであり、また、被申立人は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高い。

したがって、上記のような被申立人の金融商品取引法違反行為の禁止・停止を命じる旨の裁判を求める。

〔平成23年5月13日
証券取引等監視委員会〕

ジャパンリアライズ株式会社及びその役職員に対する金融商品取引法違反行為に係る裁判所の緊急差止命令（同法第192条第1項）の発令について

証券取引等監視委員会が、平成23年4月28日に行ったジャパンリアライズ株式会社（北海道札幌市中央区、代表取締役社長 鎌田範明、資本金5,000万円、適格機関投資家等特例業務届出者。金融商品取引業の登録等はない。）並びに同社の代表取締役社長鎌田範明及び従業員勝見直人（以下「被申立人ら」という。）に対する金融商品取引法違反行為（無登録で、金融商品取引法第2条第2項第5号及び第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行うこと並びに金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券等に対する投資として上記権利を有する者から出資等を受けた金銭等の運用を業として行うこと（ただし、出資金の運用に関する取引を結了する目的の範囲内の行為は除く。））の緊急差止命令の申立てについて、本日、札幌地方裁判所より、申立ての内容どおり、被申立人らに対し、下記の命令が下された。

記

- 1 被申立人らは、いずれも、金融商品取引法29条所定の登録（ただし、業務の種別を第二種金融商品取引業とするもの）その他同法所定の適式の登録を受けずに、同法2条2項5号又は6号に掲げる権利について、同条3項に規定する有価証券の募集又は私募（ただし、同法63条1項1号に掲げる行為を除く。）を業として行ってはならない。
- 2 被申立人らは、いずれも、金融商品取引法29条所定の登録（ただし、業務の種別を投資運用業とするもの）その他同法所定の適式の登録を受けずに、同法2条8項15号に規定する金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る

権利に対する投資として、同条2項5号又は6号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(ただし、同条8項柱書きにより金融商品取引業から除かれる行為、同法63条1項2号に掲げる行為及び被申立人らが行った同法2条2項5号又は6号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用に関する取引を結了する目的の範囲内の行為は除く。)を業として行ってはならない。

(参考) ジャパンリアライズ株式会社及びその役職員の金融商品取引法違反行為に係る裁判所への緊急差止命令の申立て(同法第192条第1項)について

〔平成23年4月28日
証券取引等監視委員会〕

ジャパンリアライズ株式会社及びその役職員の金融商品取引法違反行為に係る
裁判所への緊急差止命令の申立て（同法第192条第1項）について

1．申立ての内容等

証券取引等監視委員会及び北海道財務局長が、ジャパンリアライズ株式会社（北海道札幌市中央区、代表取締役社長 鎌田範明、資本金5,000万円、役職員約20名、適格機関投資家等特例業務届出者。金融商品取引業の登録等はない。以下「当社」という。）に対して金融商品取引法（以下「金商法」という。）第187条に基づく調査を行った結果、下記2.の事実が認められたことから、本日、証券取引等監視委員会は、金商法第192条第1項の規定に基づき、札幌地方裁判所に対し、当社並びに当社の代表取締役鎌田範明及び従業員勝見直人（以下「当社ら」という。）を被申立人として金融商品取引法違反行為（無登録で、金商法第2条第2項第5号及び第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行うこと並びに金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券等に対する投資として上記権利を有する者から出資等を受けた金銭等の運用を業として行うこと（ただし、出資金の運用に関する取引を結了する目的の範囲内の行為は除く。））の禁止等を命ずるよう申立てを行った。

2．事実関係

当社らは、平成20年11月ころから平成23年4月までの間、合計20本の組合契約（以下「JRファンド」という。）の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JRファンドの出資対象事業はいずれも同一である。

そうすると、JRファンドは、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募はいず

れもこの要件を満たしていない。また、ＪＲファンドは、特例業務の運用の要件として、ＪＲファンド全体で、適格機関投資家１名以上及び一般投資家４９名以下からの出資でなければならないところ、運用中のＪＲファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成２１年８月末以降、４９名を超え、平成２３年３月末現在約１００名であり、この要件を満たしていない。

当社らの上記行為は、私募につき、金商法第２８条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第４項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第２９条に違反するものである。

また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成２３年５月２日を募集開始日とする新たなＪＲファンドの勧誘を企画している。

以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。